

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）			
京都府福知山市土師新町3丁目116-1		株式会社 橋電 取締役社長 上田克己 電話 0773 - 27 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	センシング機器およびアミューズメント機器等の製造				
該当する事業者要件 一 特定事業者に該当せず	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成19年4月～平成22年3月（19～21年度）				
基本方針	消費電力の低減、化石燃料の削減、全社での環境マネジメントシステムの導入により、温室効果ガス（CO ₂ ）の排出量削減を行う。				
推進体制	常務を最高責任者とする環境マネジメント組織の設置し、電力削減実行計画を運営する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18		（基準年度）		
	19	工場空調エアコン	旧来の空調設備を省エネ型に置き換える。（20年2月末完成）		
	20	工場空調エアコン	省エネ型空調設備の本稼働により、CO ₂ 排出量を基準年度実績より9.11(t-CO ₂)削減する。		
	21	二交替勤務の廃止	生産機種の変換により2交替勤務を廃止し、生産額が20%増加見込みのなか平成20年度の値を維持		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （21）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	250.488 t	238.437 t	-4.81 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 250.488 t	*2 238.437 t	-4.81 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 250.488 t	(*2)-(*3) 238.437 t	-4.81 %		
特記事項	弊社は2002年にKES Step2を取得。以降、電力の削減を毎年、削減計画に掲げ取り組んできた。その取り組みは、生産設備の効果的稼働、こまめな消灯、空調機器の運転温度管理などである。結果、2002年度の生産額、電力量を100とした場合、 2003年度：生産額＝60.5%、電力量＝67.4% 2004年度：生産額＝108.7%、電力量＝80.1% 2005年度：生産額＝149.3%、電力量＝81.3% 2006年度：生産額＝183.9%、電力量＝81.5% 2007年度：生産額＝117.1%、電力量＝67.4%と削減している。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。